

厚生年金保険法（抄）

（適用除外）

第 12 条 次の各号のいずれかに該当する者は、第 9 条及び第 10 条第 1 項の規定にかかわらず、厚生年金保険の被保険者としない。

- 一 国、地方公共団体又は法人に使用される者であつて、次に掲げるもの
 - イ 略
 - ロ 法律によつて組織された共済組合（以下単に「共済組合」という。）の組合員
 - ハ 私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者（以下「私学教職員共済制度の加入者」という。）
- 二～五 略

国家公務員法（抄）	地方公務員法（抄）
<p>（退職年金制度）</p> <p>第一百七条 職員が、相当年限忠実に勤務して退職した場合、公務に基く負傷若しくは疾病に基き退職した場合又は公務に基き死亡した場合におけるその者又はその遺族に支給する年金に関する制度が、樹立し実施せられなければならない。</p> <p>2 前項の年金制度は、退職又は死亡の時の条件を考慮して、本人及びその退職又は死亡の当時直接扶養する者のその後における適当な生活の維持を図ることを目的とするものでなければならない。</p> <p>3 第一項の年金制度は、健全な保険数理を基礎として定められなければならない。</p> <p><u>4 前三項の規定による年金制度は、法律によつてこれを定める。</u></p> <p>第一百八条 人事院は、前条の年金制度に関し調査研究を行い、必要な意見を国会及び内閣に申し出ることができる。</p>	<p>（共済制度）</p> <p>第四十三条 職員の病気、負傷、出産、休業、災害、退職、障害若しくは死亡又はその被扶養者の病気、負傷、出産、死亡若しくは災害に関して適切な給付を行なうための相互救済を目的とする共済制度が、実施されなければならない。</p> <p>2 前項の共済制度には、職員が相当年限忠実に勤務して退職した場合又は公務に基づく病気若しくは負傷により退職し、若しくは死亡した場合におけるその者又はその遺族に対する<u>退職年金に関する制度</u>が含まれていなければならない。</p> <p>3 前項の退職年金に関する制度は、退職又は死亡の時の条件を考慮して、本人及びその退職又は死亡の当時その者が直接扶養する者のその後における適当な生活の維持を図ることを目的とするものでなければならない。</p> <p>4 第一項の共済制度については、国の制度との間に権衡を失しないように適当な考慮が払われなければならない。</p> <p>5 第一項の共済制度は、健全な保険数理を基礎として定めなければならない。</p> <p><u>6 第一項の共済制度は、法律によつてこれを定める。</u></p>

国家公務員共済組合法（抄）	地方公務員等共済組合法（抄）
<p>（国家公務員法との関係）</p> <p>第二百二十六条の六 <u>この法律の規定による長期給付の制度は、国家公務員法第二条に規定する一般職に属する職員については、同法第一百七条に規定する年金制度とする。</u></p>	<p>（地方公務員法との関係）</p> <p>第四百五条 <u>この法律の規定による短期給付及び長期給付の制度は、一般職に属する職員については、地方公務員法第四十三条に規定する共済制度とする。</u></p>

【関係資料②】 制度差異の解消

② 共済年金と厚生年金の制度的な差異については、基本的に厚生年金に揃えて解消する。

- ・ 上記①により、公務員等に厚生年金保険制度を適用し、共済各法における共済年金の規定を削除する結果、共済年金にある遺族年金の転給制度や地方公共団体の長の加算特例は廃止。【共済法の改正】
- ・ 老齢年金及び障害年金に係る在職中の支給減額・停止の仕組み(注)については、厚生年金の取扱いに統一。

(注) 年金額と賃金の合計額が一定額(支給停止調整額)を超える場合に年金の支給額を減額。

＜企業に在職中の公務員〇Ｂ等に対する年金の支給停止調整額(月額)の変化＞

60歳台前半 (現行)48万円⇒28万円(現行厚生年金の厳しい減額方法)

※ 施行時に既に年金を受給している60歳台前半の公務員〇Ｂ等についても、下記の配慮措置(注)を講じた上で、上記の厳しい減額方法を適用する(対象者が全て65歳以上となる平成27年度前までの措置)。

(注) 既裁定年金への影響を緩和するため、年金額と賃金の合計額(総収入)の10%を減額の上限とするとともに、この配慮措置の対象とならない総収入(月額35万円)を下回る減額はしないこととする。

※ 平成19年4月に既に70歳以上の企業に在職中の厚生年金及び共済年金受給者には、在職中の支給減額・停止を実施していないが、上記公務員〇Ｂ等に対する措置との均衡から、下記の配慮措置(注)を講じた上で、支給減額・停止(65歳以上に適用される支給停止調整額48万円)を実施。

(注) 既裁定年金への影響を緩和するため、年金の減額は、年金額と賃金の合計額の10%を超えないこととする。

- ・ 共済各法の取扱いに合わせ、国会議員及び地方議会議員の歳費等に基づく老齢厚生年金の支給停止を導入する。【厚年法の改正】
- ・ 今後は、民間企業の期間と公務員及び私学教職員の期間を併せて20年以上であれば、加給年金や中高齢寡婦加算を加算する。【厚年法の改正】

厚生年金と共済年金の主な制度的な差異の例

	厚生年金	共済年金
①被保険者の年齢制限	○70歳まで	○年齢制限なし（私学共済除く）
②老齢給付の在職支給停止	○制度内（厚生年金被保険者） ・65歳までは低在老方式。 ・65歳以降は高在老方式。 ○制度間（共済年金加入者） ・支給停止なし。	○制度内（共済年金加入者） ・厚年低在老方式。3階部分は支給停止。 ※私学共済加入者は、厚年と同様の方式。 ○制度間（厚生年金被保険者等） ・厚年高在老方式。
③障害給付の在職支給停止	○制度内（厚生年金被保険者）、制度間（共済年金加入者）ともに給付調整なし。	○制度内（共済年金加入者） ・厚年低在老方式。3階部分は支給停止。 ※私学共済加入者は、厚年の老齢給付の場合と同様の方式。 ○制度間（厚生年金被保険者等） ・厚年高在老方式。
④障害給付の支給要件	○初診日の前々月までの保険料納付済期間及び保険料免除期間を合算した期間が3分の2以上必要（保険料納付要件あり）。	○保険料納付要件なし。
⑤遺族年金の転給	○先順位者の者があれば、次順位以下の者に支給されない（転給なし）。	○先順位者の者が失権した場合、次順位者に支給される（転給あり）。
（経過措置）		
⑥女子の支給開始年齢	○60歳台前半の特別支給老齢給付の支給開始年齢引上げについて、女子は男子の5年遅れのスケジュール。 （昭和21年4月2日以降生まれ～）	○60歳台前半の特別支給老齢給付の支給開始年齢引上げについて、女子は男子と同じスケジュール。 （昭和16年4月2日以降生まれ～）
⑦60歳前の繰上げ年金	○なし	○組合員期間等が25年以上あり、組合員期間が20年以上ある者が支給開始年齢前から退職共済年金受給を希望したときに、希望したときから減額受給できるもの。

遺族共済年金の転給制度について

- 遺族共済年金を受給することができる「遺族」は、死亡の当時その者によって生計を維持していた配偶者、子、父母、孫及び祖父母とされており、遺族共済年金を受給する順位は次のとおりとされている。（厚生年金と同じ。）

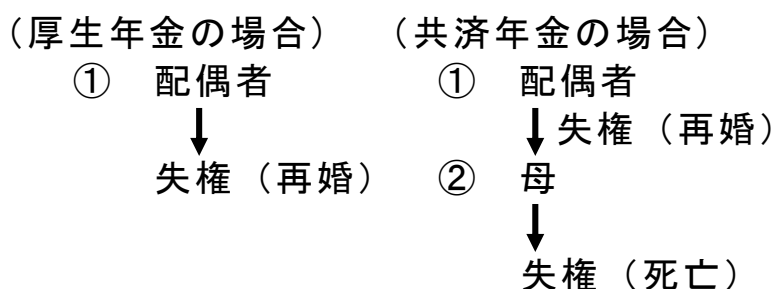
- ① 配偶者及び子
- ② 父母
- ③ 孫
- ④ 祖父母

- 先順位者が失権した場合には、次順位者に支給（転給）される。（共済年金のみ。）

（参考）「転給制度」の事例

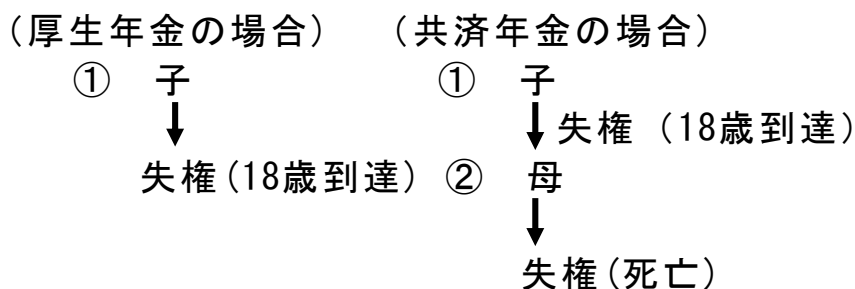
[事例 1]

「遺族」が、①配偶者と②母の場合



[事例 2]

「遺族」が、①子と②母の場合



地方公共団体の長の加算特例の概要

1 概 要

○地方公共団体の長も、一般の地方公務員と同様、地方公務員共済制度に加入。

○支給要件も、一般の地方公務員と同様、組合員期間等が25年以上である者が、退職した後に65歳に達したとき等に支給。

○地方公共団体の長であった期間が12年以上である者の退職共済年金の額には、平均給与月額の43.846/100が特例加算。

※平均給与月額が87万円（掛金の標準となった給料、期末手当等共に現行の地共済法の上限度とした場合）の加算額

$$\underline{\underline{870,000 \text{ 円} \times 43.846/100 = 381,460 \text{ 円 (年額)}}}$$

2 加算特例の乗率設定の考え方

○60年改正前は、長の期間12年で年金受給資格を満たし、一般組合員（20年で受給資格）の年金額の35/40を受給。

$$\begin{array}{l} \text{長} \quad \text{最終俸給} \times \{35/100 + (\text{長の期間} - 12 \text{ 年}) \times 1.5/100\} \\ \text{一般組合員} \quad \text{最終俸給} \times \{40/100 + (\text{組合員期間} - 20 \text{ 年}) \times 1.5/100\} \end{array}$$

○60年改正によりこの受給資格の特例をなくす代わりに給付額の特例を行うこととし、60年改正以前と同様、長の期間12年で一般組合員が20年で受給できる年金額の35/40を受給できるよう60/100の特例加算額を設定。

$$\begin{array}{ccc} 9/1000 \times 240 \text{ 月} \times 35/40 = 9/1000 \times 144 \text{ 月} + a & \text{(特例加算額)} \\ \text{(2・3階乗率)} & \text{(20年)} & \text{(12年)} \end{array}$$

○その後、平成12年の給付乗率5%引下げ(×95%)や平成15年の総報酬制の導入(÷1.3)があり、現行の43.846/100となった。

厚生年金と共済年金（厚年相当部分）の在職者に対する給付調整の取扱い [老齡(退職)給付版]

	厚生年金被保険者等 (注)			国・地共済組合員			私学共済加入者 (注)		
	～64歳	65歳 ～69歳	70歳～	～64歳	65歳 ～69歳	70歳～	～64歳	65歳 ～69歳	70歳～
厚生年金 受給権者	△	○	○	◎ ◎→△	◎ ◎→○	◎ ◎→○	◎ ◎→△	◎ ◎→○	◎ ◎→○
国・地共済 年金受給権者	○ ○→△	○	○	△	△ △→○	△ △→○	○ ○→△	○	○
私学共済年金 受給権者	○ ○→△	○	○	○ ○→△	○	○	△	○	○

※「◎」：給付調整なし。

※「○」：「厚年高在老方式」

- ・賃金(標準報酬月額+ (年間賞与÷12))と厚生年金(報酬比例部分)の合計額が支給停止調整額(48万円)に達するまでは、満額の厚生年金を支給する。
- ・これを上回る場合には、賃金の増加2に対し、年金額1を停止する。

※「△」：「厚年低在老方式」

- ・賃金(標準報酬月額+ (年間賞与÷12))と厚生年金(報酬比例部分)の合計額が支給停止調整開始額(28万円：2対1調整の基準額)に達するまでは、満額の厚生年金を支給する。
- ・これを上回る場合には、賃金の増加2に対し、年金額1を停止する。
- ・賃金が支給停止調整変更額(48万円：1対1調整の基準額)を超える場合は、賃金が増加した分だけ年金を停止する。

(注) 厚生年金と私学共済年金では、70歳以上の者は、年金保険料の負担はない。

厚生年金と共済年金（厚年相当部分）の在職者に対する給付調整の取扱い [障害給付版]

	厚生年金被保険者 (注)			国・地共済組合員			私学共済加入者 (注)		
	～64歳	65歳 ～69歳	70歳～	～64歳	65歳 ～69歳	70歳～	～64歳	65歳 ～69歳	70歳～
厚生年金 受給権者	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
国・地共済 年金受給権者	○ ○→◎	○ ○→◎	○ ○→◎	△ △→◎	△ △→◎	△ △→◎	○ ○→◎	○ ○→◎	○ ○→◎
私学共済年金 受給権者	○ ○→◎	○ ○→◎	○ ○→◎	○ ○→◎	○ ○→◎	○ ○→◎	△ △→◎	○ ○→◎	○ ○→◎

※「◎」：給付調整なし。

※「○」：「厚年高在老方式」

- ・賃金(標準報酬月額+ (年間賞与÷12))と厚生年金(報酬比例部分)の合計額が支給停止調整額(48万円)に達するまでは、満額の厚生年金を支給する。
- ・これを上回る場合には、賃金の増加2に対し、年金額1を停止する。

※「△」：「厚年低在老方式」

- ・賃金(標準報酬月額+ (年間賞与÷12))と厚生年金(報酬比例部分)の合計額が支給停止調整開始額(28万円：2対1調整の基準額)に達するまでは、満額の厚生年金を支給する。
- ・これを上回る場合には、賃金の増加2に対し、年金額1を停止する。
- ・賃金が支給停止調整変更額(48万円：1対1調整の基準額)を超える場合は、賃金が増加した分だけ年金を停止する。

(注) 厚生年金と私学共済年金では、70歳以上の者は、年金保険料の負担はない。

60歳台前半の公務員0B等に対する年金支給停止の強化

